



2025年11月26日

各 位

会 社 名 株式会社プラップジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 勇夫
(東証スタンダード・コード2449)
問 い 合 せ 先 執行役員管理本部長 望月 俊男
(電話03-4580-9111)

「第55回定時株主総会招集ご通知」一部訂正のお知らせ

2025年11月5日付けにて電子提供措置を開始いたしました当社の「第55回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部誤りがございましたので、本ウェブサイトへの掲載をもって、下記のとおり訂正させていただきます。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【訂正箇所】

第55回定時株主総会招集ご通知 28頁から29頁

4. 会社役員に関する事項

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(訂正前)

- iii. 取締役の報酬等の構成は、金銭報酬、非金銭報酬としております。代表取締役及び業務執行取締役は、当社の事業展開及び人材確保の観点から企業規模に鑑みた水準を勘案しております。

当事業年度においては、2023年11月29日開催の取締役会にて、代表取締役鈴木勇夫に、各取締役に対する具体的な基本報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の実績評価を行うには代表取締役が最も適しているためであります。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役と社外取締役との間で意見交換を行い、社外取締役から適切な関与・助言を得ております。

(訂正後)

- iii. 取締役の報酬等の構成は、金銭報酬、非金銭報酬としております。代表取締役及び業務執行取締役は、当社の事業展開及び人材確保の観点から企業規模に鑑みた水準を勘案しております。

当事業年度においては、任意の指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、2024年12月20日開催の取締役会にて決議をしております。なお、取締役の報酬等は、2021年2月22日開催の取締役の報酬等の内容の決定方針に関する決議に基づき、会社の持続的な成長に寄与するため、各取締役の職責の職務を踏まえた適正な水準としております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

(訂正前)

各取締役に対する具体的な基本報酬の額については、取締役会の決議により代表取締役に一任されております。報酬の客観性・透明性を担保するため、代表取締役と社外取締役との間で意見交換を行い、社外取締役から適切な関与・助言を得た上で、報酬額の額を決定しております。

(訂正後)

各取締役に対する具体的な基本報酬の額については、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲内で、取締役会の諮問機関として設置した任意の指名報酬委員会での審議を経て、取締役会の決議により、報酬額の額を決定しております。

以上